

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第4回 オランダ

2023年 1月

オランダの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	11
PE課税	12
税務調査および異議申立て・税務訴訟	13
ホットトピック	14

税制概要



- ・ オランダ王国はヨーロッパの本土のほかにカリブ海に領土を有しているが、適用される税法は本土とそれらの領地では異なる。オランダの政治体制は、立憲君主制で、国王を国家元首としており、議会は下院・上院の二院制である
- ・ 言語：オランダ語
- ・ 通貨：ユーロ（EUR（€））
- ・ 居住法人：オランダの法律に基づいて設立された法人は居住法人とみなされる（設立準拠地基準）。国外の法律に基づき設立された法人も、主に国内で管理支配を行っていれば居住法人となり得る。2022年以降、オランダに設立されたリパースハイブリッド事業体も法人所得税法上、居住法人とみなされる
- ・ 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- ・ 日本との租税条約：あり
- ・ 日本との社保協定：あり
- ・ 中央政府税務当局の名称：税務局（Tax and Customs Administration（Belastingdienst））

法人所得税

税率
（含むキャピタルゲイン）
（2022年度）

15% （EUR 395,000までの所得）※2023年の税制改正案が通過した場合は、2023年1月1日以降はEUR 200,000未満となり、19%が課される。

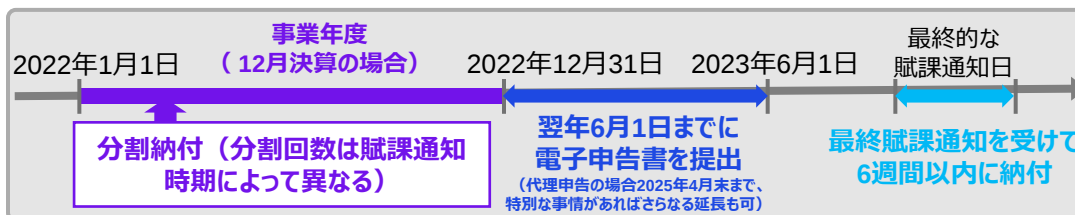
25.8% （EUR 395,000超の所得）※2023年の税制改正案が通過した場合は、2023年1月1日以降はEUR 200,000超となる。

課税年度

暦年（ただし、定款に定めるところによる期間としてもよい）

申告納付期限

原則、翌年6月1日までに申告する（申告締切日は税務局から通知を受ける。税理士等による代理申告の場合、期限は年度末から1年以上後になる場合もある）。申告期限の延長も可能である。
課税年度中に当局からなされる初期的な賦課通知に基づいて分割納付を行う。また最終的な賦課通知が課税年度末から3年以内になされ、通知日より6週間以内に賦課額を納付しなくてはならない。



事業を展開する際に生ずるその他の主な税、社会保険料

不動産税

保有する国内不動産に対して公表不動産評価額（“WOZ value”）を基に毎年課される地方税で、事業用と私用不動産で異なる税率が適用される。法人税の計算上、支払った不動産税額は損金算入できる。非居住法人の保有する国内不動産にも課税される。

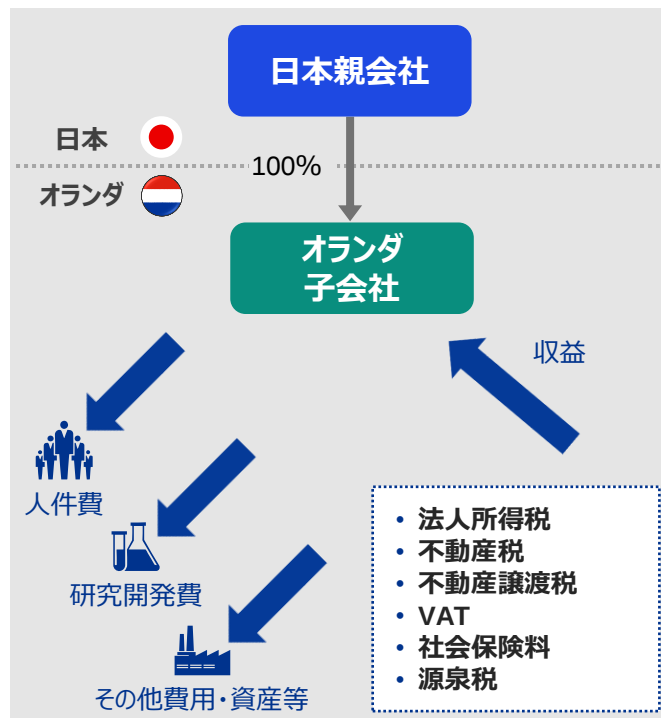
不動産譲渡税

国内不動産所有権の取得に対して公正取引価格の8%が課税される（2023年の税制改正案が通過した場合は、2023年1月1日以降は10.4%適用）。ただし、組織再編および合併時の譲渡等は免税となる場合がある（資産の50%以上が不動産（内30%以上がオランダ国内不動産）で構成される不動産所有会社の一定持分以上の株式取得にも課される）。

社会保険料

雇用主は取締役を含める被雇用者に支払う給与総額を基準として社会保険料を支払う義務を負う。

事業課税（事業期間中）（1／2）



中小企業の特例

2017年度に開始する事業年度においては、小規模企業に対する法人税の軽減税率があったが、2018年以降は、そのような取扱いはない。

オランダ法人所得税

税率	15% 25.8%	（EUR 395,000までの所得）※2023年の税制改正案が通過した場合は、2023年1月1日以降はEUR 200,000未満となり、19%が課される。 （EUR 395,000超の所得）※2023年の税制改正案が通過した場合は、2023年1月1日以降はEUR 200,000超となる。
課税所得計算	会計上の利益（キャピタルゲイン含む）に法人税法上の調整項目を加算・減算調整を行って課税所得を算定する。	
欠損金	繰越期限	無期限（2022年以降開始事業年度発生、もしくは当該事業年度開始時点で未使用の欠損金）
	控除限度額	制限なし （ただし2022年以降、EUR 1百万超の繰戻・繰越額は課税所得の50%相当額までに制限される）
	繰戻し	1年間
キャピタルゲイン・ロス	キャピタルゲインは、通常の事業所得として扱われ、課税所得に含まれる（ただし、資本参加免税となっている持分譲渡益を除く）。キャピタルロスは通常の事業所得と相殺可能（ただし、資本参加免税となっている持分譲渡損を除く）。	
中間納付	初期的な賦課通知に基づいて、分割納付を行う必要がある。	
法人所得税債務の時効	5年間	
連結納税制度	直接間接に95%以上の法的・経済的な保有が認められる居住法人または国内PEは連結納税グループ（Fiscal Unity）となることができ、グループ内での欠損金の利用、資産負債の移転および配当の非課税が認められる。	
税制改正	例年9月中旬のBudget day（2022年の場合9月20日）に税制改正案が公表される。おおむね12月中旬までに下院および上院の決議を経て、翌年1月1日より改正内容が施行される。	

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益

- (+) 益金算入項目
- (+) 損金不算入項目
一定の利子および為替差損など
- (-) 益金不算入項目
資本参加免税となる譲渡益、配当など
- (-) 損金算入項目

当期課税所得

- (-) 税務上の繰越欠損金

課税所得

- (×) 法人所得税率

法人税額

- (-) 源泉税額
- (-) 中間納付税額

差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則

- ・ 会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である

交際費

- ・ 従業員に支払う賃金総額の0.4%を課税所得として加算した場合のみ全額損金算入。もしくは、交際費の73.5%を損金算入することも選択可能（個人事業主の場合は80%損金算入可能）

為替差損益

- ・ 関連会社からの債務にかかる為替差損は事業上の明確な理由がないと損金算入が制限される

支払利子

- ・ 関連会社からの債務にかかる利子は事業上の明確な理由がないと損金算入が制限される
- ・ EBITDAの20%を超える純支払利子は損金算入できない（EUR 1百万の支払利子までは損金算入が無条件に認められる）

準備金および引当金

- ・ 一定の要件を充足する準備金・引当金は損金算入が認められる
- ・ 資産売却に伴う再投資に向けた準備金の繰入額の損金算入が認められている

固定資産の償却費

有形

- ・ 事業上の明確な理由がありかつ継続適用である限り、いずれの減価償却の方法も認められる
- ・ 建物は公表される不動産評価額（“WOZ value”）と同額を下回らない限りにおいて税務上の減価償却が認められる

無形

- ・ 年間で取得原価の20%が償却費として認められる
- ・ のれん、特許、使用権には10%での償却が認められている

受取配当

- ・ 資本参加免税の要件を満たす場合は、益金不算入となる
- ・ 連結納税グループ内の配当は非課税となる

損金不算入の費用

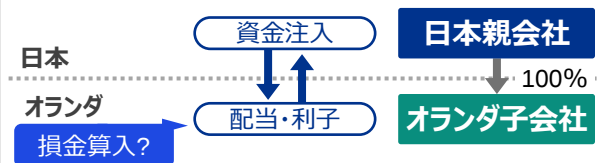
- ・ みなし配当とされるロイヤリティおよびサービスフィー
- ・ 適正でない利子および為替差損

事業課税（資金注入、資金還流時）



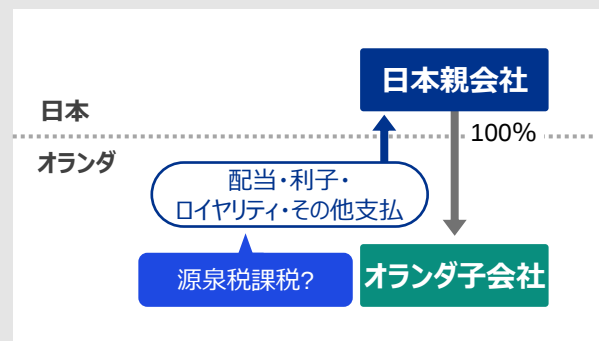
資金注入した場合の留意点

- EBITDAの20%を超える純支払利子は損金算入できない（ただし、EUR1百万の支払利子までは損金算入が無条件に認められる）
- 控除制限を受けた利子は無制限に繰越し可能



利益の送金および関連者取引

- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国人への支払いは通常、下記の源泉税の対象となる
 - 配当：15%（下記資本参加免税参照）
 - 利子：0%（軽課税関係会社に対するものは25.8%）
 - ロイヤリティ：0%（同上は25.8%）
 ※ただし、資本参加免税規定（p.8参照）によって免税措置あり
- 日本への支払等については日蘭租税条約により下記のとおりとなる。（特典制限条項（LOB）あり）
 - 配当：0%（議決権-50%以上6か月以上保有の場合*、もしくは資本参加免税の対象となる場合）
5%（議決権10%以上6か月以上保有の場合*）
10%（その他の場合*）
（*日蘭租税条約の制限税率）
 - 利子：0%（日蘭租税条約の制限税率は10%）
 - ロイヤリティ：0%（日蘭租税条約でオランダ課税なし）
- 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない

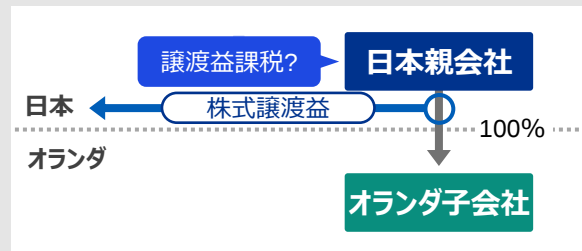


事業課税（撤退時）



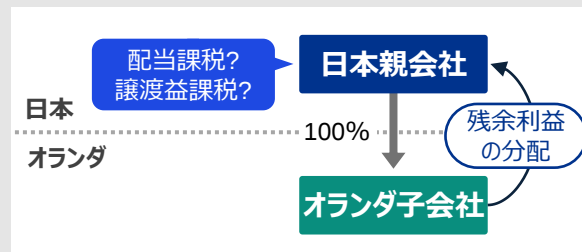
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 譲渡益は原則非課税となる（例外として課税されるものは、非事業目的で外国法人に保有されるオランダ法人株式の相当程度の持分の譲渡益など。ただし、その場合においても日蘭租税条約上の条件を充足すれば免税の可能性あり）



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金相当を除いた部分（留保利益）の分配については、原則15%の配当源泉税の課税対象となるが、日本親会社の実質的な事業を営んでいる等の要件を充足している場合にはオランダ国内法に基づき配当源泉税は課されない
- また、残余財産のうち、資本金部分については資本の払い戻しとして課税関係は生じない



納税要件・課税範囲



			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			全世界所得（キャピタルゲイン含む）	国内源泉所得のみ（国内PE帰属所得、国内不動産による収益および譲渡益、居住事業体の管理職として受ける報酬等）
投資先	居住法人	配当等	15%の源泉税が課税される。ただし、資本参加免税の要件*を満たす場合は免税となる。また、連結納税グループ内の配当は非課税となる。	15%の源泉税が課される。ただし、持分5%以上を保有し、かつ、源泉税の回避を目的とした保有でなければ源泉税免税となる。 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。
		株式等の譲渡	事業所得として法人税率で課税される。ただし、資本参加免税の要件*を満たす場合は免税となる。	譲渡益は原則非課税となる（例外として課税されるものは、非事業目的で外国法人に保有されるオランダ法人株式の相当程度の持分の譲渡益など。ただし、その場合においても日蘭租税条約上の条件を充足すれば免税となる可能性あり）。
	非居住法人	配当等	国外法人から受ける配当は課税される。ただし、資本参加免税の要件*を満たす場合は免税となる。	
		株式等の譲渡	事業所得として法人税率で課税される。ただし、資本参加免税の要件*を満たす場合は免税となる。	
国外支店の所得の取扱い			国外PEの帰属所得は免税となる（ただし、受動的所得を有し、かつ低率課税となるPEを除く）。	
CFC税制			オランダ納税者が外国法人の株式の50%超を直接または間接に保有する場合もしくはオランダ国外に恒久的施設を有する場合、当該法人または恒久的施設はCFCと取り扱われる。合算対象となる所得は、一定の受動的所得（一定のマイノリティ投資に係る配当及び株式譲渡益、受取利子、使用料、リース収入など）のうち期末までに未配当のものから関連費用を控除した後の金額である。	

*資本参加免税の要件の概要

下記の①（持ち分テスト：Shareholding Test）および②（動機テスト：Motive Test）を満たすことが条件とされる。

- ① 配当の受領者が、居住または非居住子会社の名目払込資本金の5%以上を保有している、もしくはオランダとの租税条約において、議決権数に基づいた配当源泉税の減免を規定しているEU各国においてその子会社が設立されている場合は5%の議決権株式を保有している（関連会社が5%以上保有している場合も含まれる）
 - ② 持分保有が事業上の理由であり、投資目的ではない
- ②が充足されない場合、以下のいずれかの要件を満たせば免税となる
- ・ 子会社の投資目的の株式保有が資産の50%を超えない（5%以下の持分保有は投資目的とされる）
 - ・ 50%超の投資目的の株式保有を行う子会社の場合でも、その居住国において（オランダ法人税制に照らした際に）10%以上の税率での課税を受けている

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払いにかかる源泉税	配当：15% 利子：対象外 ロイヤリティ：対象外 ※ ただし、資本参加免税により、配当にかかる源泉税は免税となる。	
従業員の雇用にかかる税務等	社会保険料 雇用主は取締役を含む従業員に支払う給与総額を基準として以下のとおりの社会保険料を支払う義務を負う。（以下は2022年度の料率） - 健康保険（ZVW）：6.75% - 障害労働者所得補償保険（WIA）：7.55% - Work Reintegration premium（Whk）：1.52%（平均） - 失業保険（WW）：2.70～7.70%（雇用形態によって異なる） - 児童手当：0.5%	
付加価値税（VAT）	課税取引 オランダ国内で供給された物品・サービスおよび輸入された物品・サービスおよびEU域外から輸入された物品に対して課される。 税率 標準税率は21%である。 食料品、書籍・雑誌、ホテル・レストラン業等には9%、保険・金融・医療サービスは一定の条件の下0%が適用される。 課税事業者 課税取引を扱うすべての独立事業者（非居住者を含む）が対象であり、VAT登録を行う。 ただし、2020年1月から年間売上高がEUR 20,000超とならない事業者は申請の上、免税が適用される。 原則、非居住事業者はVAT登録が義務となっており、VAT申告の際に納付することとなっている（リバースチャージ方式あり）。	課税期間 納付VAT額によって、月次、四半期ごと、または年次での申告かがオランダ税務当局により決定される。 インボイスの有無 VATのインボイスの発行が必要。 申告期限および納付期限 月次および四半期での申告は当該課税期間末の翌月の最終営業日、年次での申告は翌年の3月31日までに電子申告しなければならない。納付も申告と同時にを行う。
印紙税	なし	
デジタル課税	なし	

法人課税にかかる各種優遇税制措置



項目	対象企業	優遇措置内容
一般投資控除 (Article 3.41 Dutch Income Tax Act)	少額の投資を行う企業	EUR 2,401～EUR 332,994（2022年度）の範囲の年間投資を行う企業は、投資額の最大28%の損金算入が認められる
省エネ投資控除* (Article 3.42 Dutch Income Tax Act)	省エネを促進する資産への投資を行う企業	一資産につきEUR 2,500以上の省エネを促進する資産への投資を行った場合、上限をEUR 128百万としてその投資総額の45.5%の損金算入が認められる
環境投資控除* (Article 3.42a Dutch Income Tax Act)	環境保護を促進する一定の適格資産への投資を行う企業	EUR 2,500超の環境保護を促進する一定の適格資産への投資を行う企業は、その資産の種類に応じて、上限をEUR 50百万として投資総額の45%、36%、または27%の損金算入が認められる
研究開発 (Article 22-24 Payroll Withholding Tax and National Insurance Contributions Reduction Act)	研究開発を行う企業	上限EUR 350,000として研究開発に従事する従業員の給与の32%を源泉賃金税から差し引くことができる。ただし、受けた控除額は法人税上の課税所得に含まれる（技術スタートアップにおいては50%が適用され、上限を超えると控除率は16%となる）
イノベーションボックス (Article 12b Dutch Corporate Income Tax Act)	適格所得がある企業	- 適格資産から生ずる適格所得の実効税率は約9%となる（2021年より）。適格資産には、特許、実用新案権、育成者権、希少疾病用医薬品、補充的保護証明書、ソフトウェア、ならびに新規性のある物とされる - イノベーションボックスの適用には、政府組織から発行されるR&D資格を入手する必要がある - ただし、過去5年にわたりグループで売上高EUR 250百万超、もしくはイノベーション資産からの収益がEUR 37.5百万超となる企業は、特許とソフトウェアのみに当制度が適用できる

*省エネ投資控除と環境投資控除を同時に利用することは認められていない。

企業進出形態の比較



メリット	デメリット
子会社 (現地法人) - 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、オランダでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接オランダで裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社がオランダ税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、オランダにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む	- 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店 - 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる - 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、オランダの課税所得から控除できる - 日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない	- 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、オランダの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる - 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある
駐在員 事務所 - 駐在員事務所設立にあたっては、政府への申請の必要はなく、その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない（なお、法人所得税の申告書の提出は原則不要。ただし、駐在員事務所またはPEかの判断が税務当局との議論の対象となることが多い為、要確認。） - 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる	- オランダでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる - 実際にオランダ国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、オランダ法人所得税が発生する
出張 ベース 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- オランダ進出の規模は相当程度限定される - 出張者のオランダでの活動および滞在日数によっては、日本本社がオランダにおいてPEを有していると認定される可能性がある

PE課税 - PEの種類



PEの種類

オランダのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日蘭租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人（常習代理人）



(日蘭租税条約第5条第5項)

3 建設PE

12ヵ月を超える期間存続する建築工事現場または建設もしくは据付工事



(日蘭租税条約第5条第3項)

MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、オランダについて2019年7月1日に発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読み替えおよび追加が行われている。

- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的である場合に限り）
- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続きおよびプロセス

異議申し立てから
終結までの
平均的な期間
**案件により
異なる**

税務申告書の提出

Final Assessment
の発行

Final Assessmentの記載日から
6週間以内に税務当局へ異議申立て

異議申立

異議申立てを受けて税務当局
による税務調査が行われる

税務調査

税務調査後、新たな事実が
発見されればAdditional
Assessmentを実施

Additional Assessment
の発行

さらにAdditional Assessmentに
対して不服の場合、6週間以内に
裁判所へ提訴

裁判所

当局の執行体制

税務当局の名称：Tax and Customs Administration (Belastingdienst)
税務調査官：不明

税務調査の執行上の特徴

- ① オランダ税務当局による税務調査の実施にあたって特定の理由が必要とされず、調査対象とされる法人の個別事由に基づき実施されるケース、オランダ税務当局における定期的な税務調査計画のなかで実施されるケースなど、その端緒はさまざまである。また、オランダ税務当局における税務調査の実施にあたり、税務調査の理由を明示する必要はないものの、税務調査が実施される場合は調査対象法人に対して調査対象税目および調査実施期間について、事前に明示する必要がある
- ② 一般的な税務調査（法人税を中心として移転価格、VAT、源泉所得税等の税目を含む調査）の実施頻度は5年に一度程度で実施される
- ③ 一般的に税務調査にて調査対象となる情報（財務諸表等、契約書、取締役会等の議事録等）については、納税者にて7年間保存する必要がある
- ④ 一般的に、オランダ税務当局はデータ分析や統計サンプルなどの電子データを活用した税務調査手法を採用しており、VATおよび賃金税については、ランダムサンプリングにより、サンプル内での検証結果を全体において生じるものとみなして処理するといった手法が用いられることがある

紛争解決手続き

- ① 税務申告後、オランダ税務当局より発行されるFinal Assessmentの記載内容（税額等）について異議がある場合、Assessment記載日より6週間以内に税務当局に対して異議申立てが可能。税務当局は異議申立てに対して税務調査を行い、新たな事実が発見されればAdditional Assessmentを実施する。さらにAdditional Assessmentに対して不服がある場合、6週間以内に裁判所へ訴訟を提起することが可能。最終的には裁判所の判決によることとなる

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（1／3）



01

オランダにおけるPE認定

論点： OECDおよびEUにおけるBEPSへの取組みを踏まえ、補助的準備的な活動に基づくPEの免除規定、独立代理人の定義についての見直しが行われていることから、オランダ税務当局はオランダ国内におけるPEの認定および当該PEへの課税に注力している。

対応策： オランダ税務当局によるPE調査にあたっては事実関係を客観的に証明する契約書等の資料が重要となるため、証拠書類の保管が非常に重要となる。

02

実体要件の充足

論点： オランダにおけるいわゆるファイナンスサービスカンパニーについて、実体要件を充足しない場合、情報交換制度により、他国の税務当局へ充足しない実体要件が通知されることとなる。その場合、他国の税務当局より実体を有していない法人に対する租税条約の恩典の適用について疑義が生じる可能性がある。

対応策： 実体要件については各要件を個別具体的に精査されることとなるため、それぞれの要件について個別に精査の上、事実関係を立証することができるように、客観的な資料を保管し、当局への対応に備える必要がある。

03

賃金税の取扱い

論点： 一定の条件の下、従業員に対する年間総賃金の最大1.2%を非課税手当として支給することが認められており（Work Related Cost Rule ; WCR）、当該WCRの状況より、従業員に対する手当などを含め、網羅的に賃金税処理を確認することが可能となるため、当該処理に焦点を当てて調査を行う傾向がある。

対応策： WCRの誤処理の影響が限定的であったとしても、他の項目に波及し得る点を認識し、網羅的に課税対象を整理しておく必要がある。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（2／3）



04

仕入VATの控除

論点：従業員の福利厚生費（飲食品、社用車、交際費等）にかかる仕入VATについて一定の控除制限規定があるものの、当該規定の複雑さゆえに納税者側での誤処理が多く、オランダ税務当局側で指摘をしやすい状況が多いため、頻繁に調査されている。

対応策：VATについては取扱いが複雑となるケースが多いため、オランダ税務専門家が関与の上、必要書類の整備、取扱いの確認を行う必要がある。

05

税務調査

論点：支払利子の損金算入について、過大支払利子損金算入制限（アーニングストリップルール、以下「ESR」という。）の導入によりEBITDAの20%が損金算入可能となるが（EUR1百万との比較あり）、為替の変動が激しく借入等から生じる為替差損益もESRにおける純支払利子の計算上含めることとなり、想定外の為替変動により純支払利子が膨らんでしまう（想定外の損金不算入が生じ得る）可能性がある。

対応策：事前に為替差損益が純支払利子に含まれることを理解しつつ、状況を把握しておく必要がある。

06

DAC 6

論点：義務的情報開示および自動情報交換（DAC 6）の導入により、特定の仲介者※および納税者は、報告対象クロスボーダーアレンジメントの情報を税務当局に報告する必要がある。通常は、税務アドバイザーのような仲介者が報告義務者となるが、仲介者が関与していない等の場合は、納税者に当該報告義務が課されることとなる。

対応策：申告期限も非常に短いため、取引がDAC 6に該当するか否かを事前に注意深く確認する必要がある。

※「仲介者」とは、“報告対象クロスボーダーアレンジメントを設計し、マーケティング、組織化、または実行をサポートする者、もしくは当該アレンジメントの実施を管理する者”としてEU Directive 2011/16第3条第21項において定義される。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（3／3）



07

ルーリングの取得

論点：オランダにおいては、ほかの欧州連合国と比べても、比較的頻繁、かつ、友好的にルーリングの取得が行われている。内容としては主に、PE認定の有無、資本参加免税制度の適用の有無、また実務的にはオランダにおけるイノベーションボックス制度（研究開発税制）の適用に際しては、ほぼ確実に事前にルーリングによる判断を行った上で適用されている。

08

ルーリングと移転価格事前確認における経済的実体要件

論点：2019年の税制改正により、経済的関連性（Economic Nexus）を有することが、移転価格事前確認制度（Advance Pricing Ruling）および事前紹介制度（Advanced Tax Ruling）を取得する要件に加わったことで、ルーリング申請対象となる取引についてオランダとの経済的関連性がない場合には、ルーリングを取得することができないこととなった。さらに、ルーリング対象取引の主たる目的が、オランダまたはオランダ国外の租税を軽減する、また、法定法人税率9%未満または法人税が存在しない国もしくは税務執行に非協力的な国に所在する法人との取引である場合は、ルーリングを取得できないこととなる。

09

リモートワークPE

論点：リモートワークを行う従業員の業務内容や勤務地により、当該地域でのPEの有無に影響があるとのことである。（例として、ドイツ法人のオランダ居住者がアドミ業務のみをリモートでオランダ国内の自宅で行う場合、PEには該当しにくい等）。また、賃金税、社会保険料についても議論となり、各個人ベースで鑑みた場合、そのインパクトは小さいと見込まれるものの、勤務地ベースで賃金税の課税対象所得を案分してそれぞれの国での納税義務を適切に履行する等が必要となり、対応／管理業務が非常に煩雑になる可能性がある。

オランダの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

オランダにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	18
LF／MFの概要	19
国別報告書の概要	20
オランダにおける特有の事項およびホットトピック	
オランダにおける移転価格税制の動向	21
EU指令の国内法への導入	24

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	2002年以来、Article 8b of the Dutch Corporate Income Tax 1969に規定されている。	
2. 関連者の定義	直接的または間接的な管理支配関係 （article 8b CIT）	
3. 移転価格調査の時効	5年（ただし、確定申告提出に関して期限の延長があった場合、延長分の期間が追加される。）（article 16, paragraph 3 and 4, AWR／ General Tax Code）	
4. 独立企業間価格の算定方法	OECDガイドラインに準拠した以下の方法 （2018 Dutch TP Decree） ①CUP法 ②RPM法 ③CP法 ④TNMM ⑤PS法	
5. 日本とのAPA／MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 長年実績有り 日蘭間の相互協議は通常年に数回程度実施される。

LF／MFの概要



ローカルファイル（LF）の概要	
1. 作成義務対象者	連結総収入50百万EUR以上の多国籍企業グループに所属するオランダ法人で、国外関連取引を有する法人。 連結総収入50百万EUR未満のグループは法定の要件に従ったローカルファイルの用意は必要はないものの、国外関連取引の価格が独立企業間価格であることを説明する文書を用意する必要がある。（article 29g, Dutch CIT Act）
2. 作成期限	税務申告期限までに作成 （article 29g, paragraph 1, Dutch CIT Act）
3. 提出期限	当局の求めに応じて提出 （article 52 AWR／ General Tax Code）
4. 作成言語	オランダ語または英語 （article 29g, paragraph 1, CIT）
5. 罰則	納税者への証明責任の転換 （article 52 AWR, article 52a AWR and article 27e AWR）
マスターファイル（MF）の概要	
1. 作成義務対象者	ローカルファイルと同じ （article 29g, paragraph 4, Dutch CIT Act）
2. 作成／提出期限	ローカルファイルと同じ （article 29g, paragraph 1, Dutch CIT Act）

国別報告書の概要



国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリング※の場合のみ）	
1. 作成義務対象者	前期会計年度連結総収入750百万EUR以上の多国籍グループ企業（article 29c, paragraph 5, CIT）
2. 提出期限／作成期限	会計年度終了日から12ヵ月以内（article 29c, paragraph 1, CIT）
3. 罰則	提出書類の不備や遅延、通知の不順守について最大870千EURの罰金。重大な過失または故意による場合、原則として、ペナルティは870千EURの25%または50%になる。（article 29h, paragraph 1, CIT, article 23, paragraph 4, Criminal Law and paragraph 28h BBBB）
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	会計年度末までにCbCR提出企業に関する情報（居住地等）について通知義務有り。グループ企業にオランダ法人が複数ある場合、一社がほかのオランダ法人を代表して通知を行うことが認められる。（article 29d CIT）

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

オランダにおける移転価格税制の動向（移転価格税制に関する改正）（1/2）



独立企業間価格に基づくミスマッチに関する改正

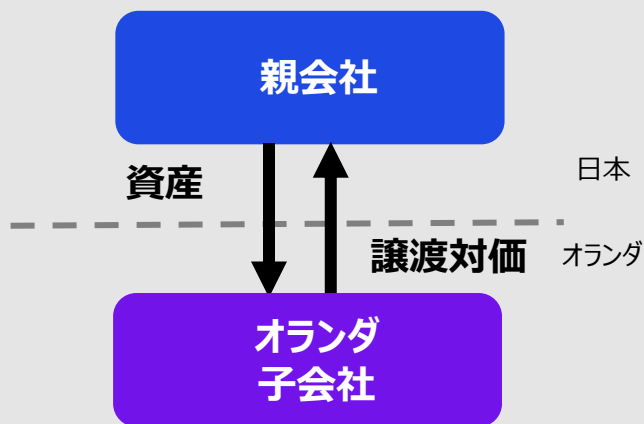
独立企業間価格に基づくミスマッチ	関連者間取引について、オランダ税務上、独立企業間価格にて取引が行われたものとして処理することが原則である。 （Corporate Income Tax Act 8b） 例）グループ会社間のローン取引において、借手であるオランダ法人において利息が貸手である国外関連者に支払われていない場合であっても、税務上控除可能な費用として支払利息を認識することが可能である。 例のような場合、国外関連者側で受取利息が認識されない場合には、オランダでは費用計上できるものの、もう一方の国では収益として認識されないため、当該利息はいずれの国でも課税されないこととなる。 このようなミスマッチを解消するべく、改正が行われた。
改正内容	オランダ法人と国外関連者との取引が独立企業間価格で行われておらず、国外関連者所在地国において当該価格に基づく課税処理が行われない場合、オランダ法人側での独立企業間価格に基づく税務処理は認められない。 なお、相手国側での課税を立証する場合はオランダ法人側での独立企業間価格に基づく税務処理が認められる。 （Corporate Income Tax Act 8bb）
適用時期	2022年1月1日以降

オランダにおける移転価格税制の動向（移転価格税制に関する改正）（2/2）



改正の影響を受ける想定事例

事例



事実関係等

- 日本親会社からオランダ子会社へ資産を売却
- 時価150、税務上の帳簿価額100
- 実際の譲渡対価100
- 時価と譲渡対価との差額は50である

税務処理

- 日本において差額50が固定資産売却益として計上される場合、オランダ側では時価の150が資産として計上され、減価償却が150まで認められる
- 日本において差額50が固定資産売却益として計上されない場合、オランダ側では譲渡対価の100が資産として計上され、減価償却が100までしか認められない

企業の留意点

- 従来オランダ子会社側では日本親会社側での税務処理にかかわらず時価（独立企業間価格）で税務処理することが可能であった。改正により、日本親会社側で時価にて税務処理されていない場合には、オランダ子会社側において時価で税務処理を行うことは認められないこととなったため、従来の税務処理を見直す必要がある

オランダにおける移転価格税制の動向（移転価格調査が行われやすい取引）



移転価格調査が行われやすい取引の特徴

- 重点的に移転価格調査を行う取引形態について、オランダ当局から公式のガイダンスは発表されていない
- 下記の取引について、オランダ当局が着目する傾向がある

事業再編	オランダ法人から事業の一部を外国法人に譲渡する場合等
無形資産取引	ロイヤリティ取引や、無形資産の譲渡取引
グループ内 役務提供	グループ内で行われる役務提供取引
ブランド料	ブランドの使用許諾取引
グループ間 金融取引	グループ内企業同士の金融取引

EU指令の国内法への導入（1／2）



公開CbCR（EU Public CbCR）

制度概要

当該会計年度および前会計年度の2会計年度において（連結）総収益が7億5,000万ユーロを超える場合、EU域内で活動するEUに最終親会社を置く多国籍企業ならびにEU域外に最終親会社を置く多国籍企業に対して、EU域内での活動に係る税務情報等を記した公開CbCRを、所定機関（商業登記所）へ報告・開示するよう義務付ける制度

- ・EU域内に最終親会社が所在する多国籍企業およびEU域内単独企業
→国ごとに所定の項目を公開CbCRに記載する

- ・EU域外に最終親会社がある多国籍企業のうち、EU非協力国リスト掲載国に拠点（子会社および支店）を有する企業
→EU非協力国リスト掲載国に所在する拠点については国ごとに所定の項目を公開CbCRに記載しなければならない、それ以外の国に所在する拠点については一定の規模を持つ拠点に関して公開CbCRに記載しなければならない（国ごとの情報ではなく、項目ごとの総計額を記載すればよい）

EU非協力国リスト

税務面で非協力的な国・地域リスト（List of Non-cooperative Jurisdictions for Tax Purposes）のAnnex IおよびAnnex IIにおいて指定され、年2回（2月、10月）見直しが行われる。

導入時期

EU加盟各国は、2023年6月までに各国国内法における法制化を行うことが求められ、2024年6月以降に各国で施行されることとなっている。企業にとっては、拠点所在国における国内法の施行後に開始する事業年度（通常は2024年6月以降に開始する事業年度）が、初回の公開対象報告対象年度となる。

EU指令の国内法への導入 (2/2)



公開CbCR (EU Public CbCR)

開示対象事項

以下の事項が公開CbCRにおける開示対象とされており、原則としてOECDが定めるCbCRの内容と同様である

- ・最終親会社または単体企業の名称、関係する年度、使用通貨
- ・事業内容
- ・従業員数
- ・正味売上高
- ・税引前利益
- ・当該国における当期利益について当該国で納付すべき法人税額
- ・当該年度に実際に納付した税額
- ・利益剰余金

なお、開示により事業の商業的地位に重大な不利益をもたらす場合、その情報を一時的に省略できるセーフガード条項が採用された。ただし省略された情報は5年以内の公開が求められる。また、EU非協力リスト掲載国に係る情報については、省略は不可とされた。

国内法への導入

オランダ政府は2022年7月5日、EU Public CbCRを導入するための法律案を公表した。

EU指令に従い、2023年6月までに法制化される見込みである。

企業の留意点

税務当局から細かい数値について照会される可能性があるほか、公開情報となるため、他社比較が容易になることから投資家からの問い合わせが増える可能性もある。そのため、税額等の情報について、競合他社との比較や法定税率からの大幅な乖離などについては、その理由を確認しておくことが推奨される。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.